

仁淀川町男女共同参画プラン (推進計画)

みんなが輝ける仁淀川町のために



平成31年3月作成

令和 6 年3月更新

(計画期間1年延長)

はじめに

昭和50年に「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位向上をはかる決議」が採択され、昭和60年に「男女雇用機会均等法」交付、「女子差別撤廃条約」の批准がなされて以来数十年の歳月が流れる中、その他多くの男女共同参画に関する決議や法の整備が推進されてきましたが、現在でも女性の地位向上が図られていないのが現状です。

仁淀川町では、昭和22年をピークに人口減少の一途をたどっており、平成27年国勢調査では5,551人とピーク時の5分の1程度となっています。

また、高齢化率も上昇しており、平成27年度は53.9%となっています。

さらに「仁淀川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口推計では、全国的な少子高齢化の流れの中で、町の人口も減少していくと予想されています。

そのなか、年齢階層別労働力を男女別に見ますと、男性は25歳から34歳まで上昇し、その後大きな変化がないのに比べ、女性は39歳から49歳まで上昇しており、子育て期間中の女性は有業率の上昇傾向がみられます。

その現状を踏まえ仁淀川町でも男女平等の理念を基に「仁淀川町男女共同参画プラン」を作成し「みんなが輝ける仁淀川町のために」をスローガンに、女性の地位向上・さらなる活躍を推進するための計画となるものです。

このプランは、男女共同参画社会基本法第2条の「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を実現するために、家庭・職場・社会のあらゆる場面において、男女が共に支えあい協力し合い、みんながいきいきと住みやすい仁淀川町としていくものです。

男女共同参画を推進していくには、あらゆる場において共に考え協力していくことが重要であり不可欠なものと考えます。

このプランを基本とし男女共同参画の推進に向け、男女共同参画を推進していきたいと思えます。

令和6年3月

仁淀川町長 古味 実

基 本 理 念

仁淀川町では、あらゆる場において男女の性別にとらわれることなく、お互いの人権を尊重し助け合いながら男女共同参画を推進し、ひとりひとりが輝くまちづくりを目指す。



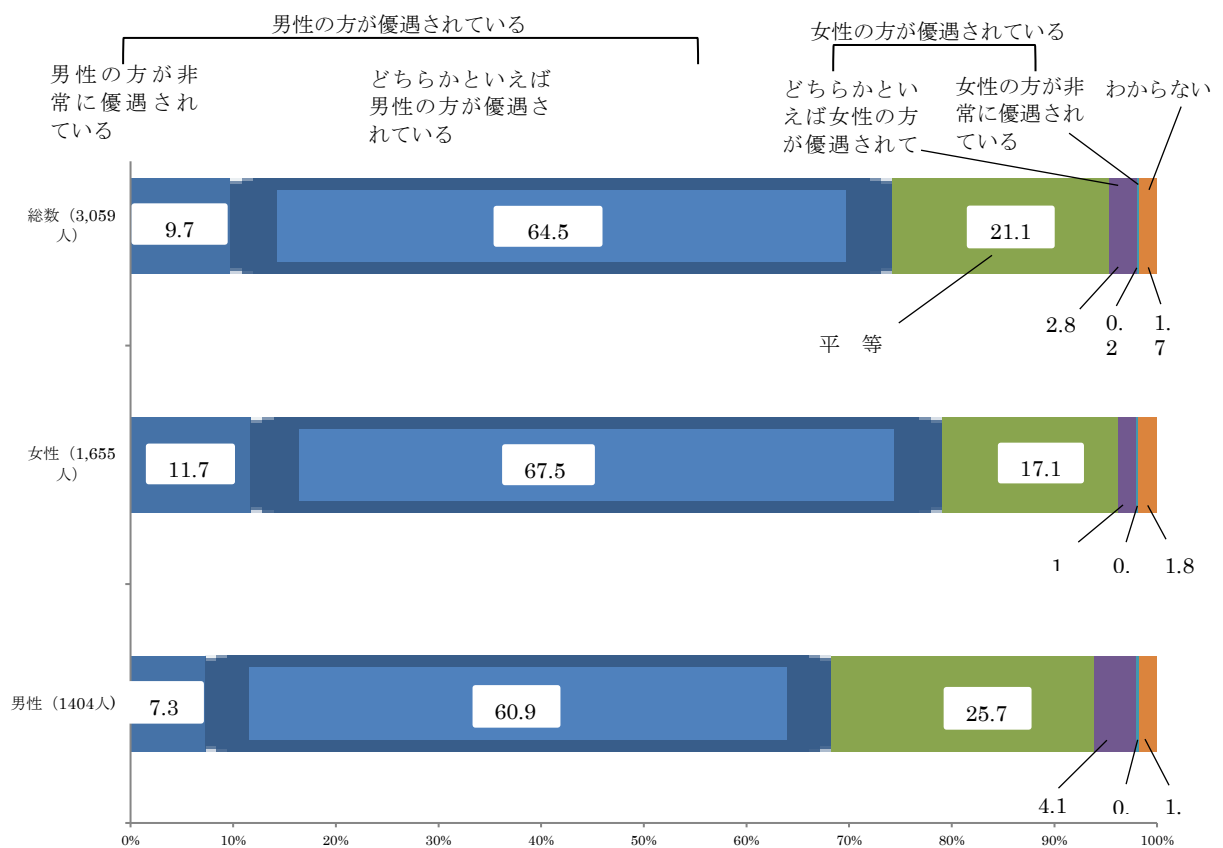
この計画は、平成31年4月から令和7年3月までの6年間とし、仁淀川町の状況変化及び社会情勢等を考慮し必要に応じて適宜更新・変更を行う。

「依然として男女で異なる平等感」

社会全体でみた場合に男女の地位が平等になっていると思うかについて、「男性の方が優遇されている」とする者の割合が74.2%となっています。これを男女別にみると、女性については79.2%である一方、男性については68.2%と、10ポイント以上の差がみられます。

女性より男性の方が優遇されていると感じている人は20年前からほとんど変化しておらず、男性より女性の方が不平等感を強く感じており、ひとりひとりの意識改革が急務となっている。

社会全体における男女の地位の平等感



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成28年）

仁淀川町における男女共同参画4つの柱

仁淀川町では男女共同参画を推進するにあたり、4つの柱（重点目標）を定め各分野における課題の拾い出しや取り組みを強化し男女共同参画を推進していきます。

1. 家庭における男女共同参画の推進

各家庭における、家事・子育て・介護等の役割を話し合い、「女性だから」「男性だから」といった固定観念にとらわれずお互いが協力できる環境をつくる。

○お互いが協力し合い家事・育児・介護等を分担して行う。

○DVの根絶。

○家族でコミュニケーションをとることで、相手を思いやり理解する。

○男女共同参画を実現するために、家庭内でゆとりをもてるように、必要な支援体制を整える。



2. 職場における男女共同参画の推進

職場での配置・昇進・雇用の偏りをなくし、男女がともに意見等の主張ができ、お互いを尊重しあいより良い職場環境をつくる。

○休みを取りやすい環境整備。

○職種または、性別等による企業や個人の固定観念を払拭し、自由に職業選択することができる環境整備。

○昇進等による勤務形態の変化に対応する環境整備。

○性別にとらわれることなく個人の能力により昇進・給与等に反映させる。

○結婚・出産後も継続して仕事を続けられる環境整備。

○出産に伴う休暇（男女とも）を取得できるよう、育児中や職場復帰の環境整備。

○職場環境の改善や向上に関し、支援体制を整える。



3. 地域社会における男女共同参画の推進

地域社会においての活動や協議において、今までの慣行や習慣にとらわれることなく、男女が共に地域づくりに参加できる環境を作る。

- 習慣にとらわれることのない男女の地域社会への参加
- 各団体の委員等に女性を積極的に任用する。
- イベントやボランティア等を楽しみや、やりがいのあるものにする工夫が必要。
- 伝統行事等の習慣や慣例を見直す必要がある。
- 地域社会の固定観念をなくす。



4. 男女共同参画を実現するための生涯学習の推進

広報や地区への回覧等により男女共同参画への理解を深めていく情報の提供を行い、調査等を実施し結果を公表することで意識の向上を図る。学校と連携し学習の場での児童・生徒への学習を行い、保護者参加行事等で男女共同参画の学習を行う。

- 学校行事を通じて児童・生徒・保護者への啓発を行う。
- 広報や地区回覧を活用しての啓発を行う。
- 自己主張できる環境づくり。
- 学校や研修会等の学習の場において男女共同参画への問題意識を高める。
- 地域活動への参加を促す。
- 児童・生徒たちが社会活動へ参加し経験をする。
- 世代間の交流を通じて男女共同参画の必要性を学習することが必要。
- 学習の場への積極的な男性の参加を促す。

